

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和5年3月7日（火）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第7号～第21号審査 】

日程第2 議案第7号 令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第8号 令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

日程第4 議案第9号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）・・・・・・ 9

日程第5 議案第10号 令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

日程第6 議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

日程第7 議案第12号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第8 議案第13号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第9 議案第14号 個人情報保護に関する法律施行条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

日程第10 議案第15号 情報公開及び個人情報保護審査会条例・・・・・・・・・・・・ 14

日程第11 議案第16号 職員の高齢者部分休業に関する条例・・・・・・・・・・・・ 14

日程第12 議案第17号 職員の降給に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

日程第13 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 15

日程第14 議案第19号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて・・・・ 15

日程第15	議案第20号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第16	議案第21号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて・・・・・・・・	16

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和5年2月23日（木）					
再開年月日	令和5年3月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年3月7日（火） 開議10時00分 散会10時59分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の欄	議席番号	委員氏名	出席の欄
	1	下屋敷 幸 男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠 藤 裕 樹	○	7		
	3	近 藤 聖	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	山 崎 邦 廣	○	9	姉 帯 春 治	○
	5	柴 田 勇 雄	○	10	高 宮 一 明	-
会議録署名委員	4 番	山 崎 邦 廣		8 番	辰 柳 敬 一	
会議の書記	議会事務局長	檜 木 幸 夫		議会事務局長補佐	金 子 桂 子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重 男	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松 尾 さゆり
	副 町 長	觸 澤 義 美	まなび交流課長	大久保 栄 作
	教 育 長	鹿 崎 良 宏	病院事務局長	大 石 和 人
	総 務 課 長	松 浦 利 明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石 角 則 行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂 待 典 子		
	健康福祉課長	触 沢 誉		
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服 部 隆 行			
建設水道課長	和 野 康 弘			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、山崎邦廣委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

近藤委員。

近藤聖委員

お願いします。37ページ、教育費の教育総務費、2目の事務局費の中の報酬、特別支援教育支援員310万2,000円の減額ということですが、これについての理由と中身についてご説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

こども教育課長。

こども教育課長 (松尾さゆり君)

ただいまのご質問についてお答えいたします。

当初、特別支援教育支援員につきましては5名の予定をしておりましたが、応募がなくて、特別支援員のほうが3名だけの応募がございまして、逆に学力向上支援員、こちらのほうは教員免許資格が必要な部分となりますけれども、そちらのほう3人枠のところ4名募集がございましたということで、1名分の増額、そして特別支援員さんのほうは3人分なので、2人分の減額というふうな形で、学力向上支援員のほうが増額、特別支援教育支援員のほうが減額というふうな状況になってございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

近藤委員。

近藤聖委員

年度当初5人で755万円の計上になっていましたけども、3人ということ、多分減ったんだろうなと私も思ったんですけども、それで業務的には支障はなかったのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

業務的に支障はございませんでした。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

それは、特別支援の児童生徒が少ないという、
少なくて大丈夫だったということですか。それと
も、業務そのものがそれで足りたということですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

募集を受けた後に、各クラスもしくは学校の状況を見て、必要定数の分をきちんと確保して、そこに配置をちゃんとしておりますので、足りているということになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

まず、分かりました。

もう一点、すみません。38 ページ、39 ページ、
お願いします。同じ高等学校教育振興事業費です

が、2 番の山村留学事業経費の寄宿舍ハウスマスター業務、委託料 280 万円減額、同じく下へ行って地域みらい留学事業費の委託料、高校魅力化コーディネート業務 305 万 6,000 円の減額、これも年度当初、ハウスマスターのほうは 1,107 万円、高校魅力化のほうは 449 万円の計上していますけれども、この減額の理由と中身を説明してください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

それでは、ハウスマスターのほうのご説明いたします。当初ハウスマスターを 4 名見込んでおりましたが、募集がなく、3 名ということでの金額の減になっております。魅力化コーディネート業務のほうのこの金額につきましては、7 月にコーディネーターの方が退職しまして、その後募集をかけましたが、申込みがないための減額となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。

あと 1 点だけお願いします。40 ページ、教育振興費の使用料及び賃借料の機械器具借上料 427 万

1,000円、これは年度当初は465万5,000円の借上料ですけども、これはもうほとんど使っていないんですが、これはどういう中身でしょうか、お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問にお答えいたします。当初、こちらは教職員用のパソコンなんでございますが、5年のリース期間を経まして、本来は今年度更新する予定でありましたが、岩手県のほうで教職員が全県統一型の統合型校務支援システムを導入するというお話が今年度ございまして、その使用に耐え得るパソコンを導入するというふうな話の流れに現在なっております。ということで、岩手県のほうで指定するパソコン、例えばセキュリティの関係、指紋認証なのか、静脈認証なのか、顔認証なのか、パスワードなのか、USBなのかというあたりもはっきりしておらないですし、あとはパソコンの使用の容量であったりだとかというところのスペックの関係もまだはっきりしておらないので、今年度は一旦経費を落としますが、来年度以降、またその金額を見込むというようなことになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

ページ数は33ページになりますけども、林業振興費に当たりますけども、まずこのような事業に対してどれぐらいの事業成果だったか、説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。33ページの森林保全特別対策事業費、減額となっております。実績による減額でございますが、個々に申し上げてまいりたいと思います。

まず、森林整備地域活動支援対策交付金、これは107万円の減額となっておりますが、こちらは森林経営計画作成促進、当初計画が35ヘクタールでございましたが、実績が19ヘクタールほどの実績となっております。また、既存路網の簡易な改良ということで、当初計画が20ヘクタールでございましたが、実績が10ヘクタールとなっております。

また、除間伐事業費415万円の減でございますが、こちらは面積的には当初計画40ヘクタールのところ、実績は41ヘクタールほど、若干増えてございますが、こちらは適用の標準単価に変更がございまして、こういった補正内容となっております。

います。

それから、再造林事業費 209 万 1,000 円の減となっております。こちらの内容につきましては、当初計画が 50 ヘクタール、そのうち実績が 30 ヘクタール余りというふうな実績となっております。

それから、最後の作業道の開設の関係 120 万円の減となっておりますが、こちらは当初 2,000 メートルを計画してございましたが、こちらは実績がございませんで、このような補正内容となっております。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

町の町単で作業された徐間伐に対して、山林を持つ組合の皆さんが「大変いい事業だ」と、「このまま投げられるかなと思っていました」ということで大変喜んでいきますので、引き続き事業、目をかけていただきながら、そして増やしていただければなど、こういうふう感じております。

終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

12 ページ、お願いをいたしたいと思います。12

ページの町税の関係でございますが、今回滞納繰越分で 287 万 5,000 円の補正ということで、貴重な自主財源が入ってきたなというふう感じております。この滞納繰越分は、いつの分の滞納繰越分なのか。

あと、法人なようでございますので、これは何社からの滞納繰越分でこのぐらいの補正額が出てきたのか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えいたします。3 年度当初では、この計上した金額ですけれども、全額見込みの予定で計上していなかった分でございます。こちらのほうは、1 社の滞納繰越分になりました。令和元年のものになります。コロナの影響を受けて、令和 2 年、3 年は特例で徴収猶予をされておりました。分割納付しておりましたけれども、年度末になってちょっと難しいという、全額納付は難しいというお話がありまして、今回繰越額が決定したものを計上しております。

その後ですけれども、法人のほうからは資金のめどがついたということで、6 月になりましたから全額納付となっているものでございます。ご理解願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。法人の滞納はなかなか珍しいの
じゃないのかなと思っていますが、このほかにま
だ滞納がどのぐらい残っているのか、あればお知
らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。法人のほうですが、滞納繰
越のほうはございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の件については了解いたしました。
次に、同じページでございますが、地方交付税
でございますが、今回普通交付税で5,100万円ほ
どの補正額があるようでございます。私、聞き漏
らしたかもしれませんが、通常普通交付税の交付
時期が4月、6月、9月、11月、この4回だと思
っておりますが、今回この5,100万円の何がしか
のこの額、これは11月交付分だったのか、それと
も特別に何か交付された事情なのか、その中身に

ついてお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。普通交付税の関
係であります。これにつきましては12月に
5,100万円ほどであります。追加として交付さ
れているものであります。

その経緯であります。普通交付税の原資とな
る所得税、それから法人税、消費税、地方法人税
の税収が好調であるということで、国の補正予算
によりまして、増額に伴って交付税が追加配分さ
れたものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり国の、経済の動向により追加交付になっ
たというふうな理解でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

委員おっしゃるとおりでございます。国のそう
いう増額に伴っての補正があったわけでありま

すが、それを地方交付税として配分していただいたものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この件については分かりました。

もう一つ、この金額でございますが、地方交付税でございますから、その用途については町の裁量になってくるわけでございますが、こういったような原資が今回の町債減債基金になっているのかどうか、その事情についてお知らせをいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。普通交付税、それから減額の補正がありまして、最終的にトータルで9,000万円ほどの財源ができましたので、それにつきましては町債減債基金のほうに5,000万円、それから予備費で4,000万円程度というような整理をさせていただいたところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保の2号の補正予算でございますが、今回の補正では予備費がこの補正の主役になっているようでございますが、予備費、一千何がしかの今回は使用しているわけでございますが、国保の会計の部分については、予備費は1,000万円以上なければ、やっぱりいい財政運営にならないのかどうか、その事情について。この予備費は1,000万

円以上は必要ですよというような認識を持っているのか、またなければ駄目なのか、運営に当たってのこの予備費に関わる考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の補正でございますが、国保税の税収のほうが大きく減少したため、今回予備費で調整させていただいているものでございます。

予備費につきましては1,000万円、本来であれば、あるにこしたことはないんですけども、今回どうしても財源調整の関係からこのような補正になったものでございます。ご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

予備費の在り方について、基本的な考え方で、やはり常に1,000万円程度は持っていたほうが健全な財政運営ができますかどうかというふうな認識でお伺いいたしましたので、予備費が出たのが云々というよりも、その予備費の在り方、必要度、そういったような見解について、これは

当初予算にも関わってくることでございますんで、あればそれにこしたことはないわけなんですけど、ただ財政事情もいろいろあるかと思っておりますが、そういったような国保会計についての予備費の在り方、その辺は副町長のほうからちょっとお答えいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。予備費の在り方ということではありますが、今回1,000万円ほど調整しながら、最終的な調整を、補正予算を調整したところではありますが、これにつきましてはどうしても医療費がどのような状況であるかということ、それからやはり歳入である税収等々の状況等を勘案しながら、最終的には基金の、今造成している財政調整基金等々を総合的に判断しながら、最終的には調整していくというようなことになっているわけではありますが、一般的には総事業費に対して何%というような状況等も、安定的な経営、運営といえますか、そういう段階ではそういう状況の考え方をもちながら進めることが基本であろうと、このようには思っております。

しかしながら、現段階での国保会計におきましては、県の健全化計画といえますか、そういう計画も提案を打って質問しながら今改善を進めているわけではありますが、といえますのは一般会計

からの一部繰入れをしながら運営している状況が続いてきたところであります。今多いときには4,000万円ほど、町の一般会計から繰入れをしながら、財政調整をしながら進めてきていた経緯もあるわけでありますが、現在はそれを国保の広域化といいますか、そういう運営に切り替えたことによりまして、県内の市町村で統一性を持って運営していくという状況にございまして、そういう中で一般会計からの繰入れをしないで運営できるような財政の運営に当たる。そうしますと、これまで町が住民の負担軽減といいますか、そういう形の中で過大な負担にならないような部分も考えながら一般会計からの一部繰入れもしてきたわけでありますが、そういう対策はできないような状態になっておりまして、今ある財政調整基金を取り崩しながら、あるいは今回のように予備費が、ここに1,000万円と出てきておりますが、これらを合わせて、その対策として会計内での処理を進めていかなければならない、そういう状況にありますので、今回のような1,000万円の額を予備費から充用しなければならないというようなことになっているものであります。

いずれその先にはどうしても保険料の改正というのが、今いろいろ内部で検討しているところでありますが、いずれそういう改善も図りながら、国保会計の運営に努めていかなければならない状況にあるものであります。したがって、このような予備費の額にもなっておりますので、一定の額の、基本的には総事業費の幾らというよ

うな基本に沿った形の中で対応できればよろしいわけでありますが、今葛巻の国保会計はそのようになっていないという部分がございます、今回のような措置をしておるものであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決

は起立によって行います。議案第10号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

11ページ、お願いいたしたいと思います。11ページの定数条例の一部改正でございます。今朝ほど参りましたら、補足資料が載っておりまして、ようやくこの中身について理解を示したところでございます。定年が延長されることによって、10年かかって正規の65歳に移行するような中身のようでございますが、それに伴っての定数条例の一部改正というようなことでございますが、当町の2年に1歳ずつ引き上げていくというような条例改正もあるようでございますが、この間に定年を迎える職員数はどのような状況になっているのか、最初にお知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。先ほど委員のほうから補足説明資料の関係がございましたが、これについて少し、今回改めて補足の資料として示しましたので、この経緯といたしますか、概要を少しお話しさせていただきますと思います。

先般の提案説明におきまして、議案第 11 号の第 3 条であります。葛巻町の職員定数条例の一部改正につきましても説明の際に資料が不足しておるといふことでありまして、お手元に今準備しております補足資料を準備したところであります。第 3 条の改正につきましても定年延長に伴いまして、今後退職者が見込まれない状況において組織の年齢構成、あるいはバランス、新陳代謝等を進めていくためには、引き続き新卒者の採用も必要になってくる状況にあるものであります。

そうした中で、この先の令和 5 年から令和 13 年までの 9 年間になるわけではありますが、退職者の状況を踏まえて一般行政職及び医療技術職につきましても、それぞれ 2 名ずつ、この表に示しておりますが、2 名ずつ、2 名程度、そしてまた保育所保育指針につきましても、隔年で 1 名程度、新採用を想定している内容のものでございます。そういう中に定数の町長部局の 18 名、それから教

育委員会、議会、農業委員会での 5 名、合わせて 23 名という状況になっているものであります。

お配りいたしました補足資料の上段の表が改正前の部局の課ごとの定数と令和 4 年度における配置数であります。それから、下段の表であります。改正後の定数と比較の数値を示しているものであります。そういう中で、改正後の定数につきましては町長部局が 18 名、全体で 23 名ということになるものでありまして、実際の職員定数につきましては 9 年間で段階的に増加していくというものであります。

大変失礼いたしました。先ほどの質問であります。17 名の退職者がこの間に予定されているということでありまして、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。この補足資料で大体、おおよその見当はついてきましたけれども、当初何の説明もないままこの議案が配付されまして、一気に 23 名の増員というふうな形になりますと、非常にどのような中身なのか、その中身が全然伝わってまいりませんでした。その中でも一番は葛巻病院の増員なようでございますので、これについても分かりました。

それで、先ほど副町長からも話がありましたけ

れども、新陳代謝の分、定年退職で5年間ずつ。5年間、65歳になるわけでございますけども、さらなる定年退職を迎えるのと、それから新採用、このバランスをやはり取っていかなければ、その間に空白が出たりなんかするんじゃないのかなと思われませんが、そういったような人事上の管理上の問題等については、どのような関わり、考え方で新しい職員の補充をしていくのか。この定年についての延長については、何ら異論がないところでございますが、あと新人の新採用における採用も、毎年毎年、何名かずつは採っていかなければ、後年に至って非常にアンバランスな体制になるのかなと、そのように考えておりますが、そのバランス等についてお知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の定年延長に伴って、当面の間、順次延長されていく制度でありますので、そうしますと一定の期間はどうしても定員そのものは大きく変わることがなく推移していくということになるわけですが、今おっしゃいますように年齢構成のバランスというものも、この10年間、あるいはその間において、かなりのそういうバランスを考えた職員の採用も考えていかなければ、その後の令和13年度以降に大き

く影響してくるという部分もございますので、現在のところではありますが、一般職の事務職員を中心に話ししますが、毎年2名ほどの職員の採用を計画しながら進めてまいりたいと、そのような計画を立てながら対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、病院関係であります。看護師であったり、あるいは理学療法士、栄養士、あるいは薬剤師等々、技術職といえますか、あるわけですが、こういったふうな職種につきましても2名ほどずつ、バランスを取りながらありますが、そういう職種のバランスも取りながら、2名ほどずつ計画して進めていかなければならないと、このように思っております。

それから、保育士の分につきましても、2年に1名ほどずつ、隔年でそういう職員を確保していくといえますか、採用していく予定で今回の定員管理の計画を立てておるものであります。

以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の状況のことについては了解いたしました。

あと、今回定数条例なわけですが、私の考えでは、この定数条例の数は限度の数値、このように理解しておりますが、それでよろしいのかどうか。

それから、今回この定数条例の数字は、何年先ぐらいまでの定数条例になってくるのか。令和5年度で全てこれを埋めようとしているものかどうか、その辺りを、ちょっとこの中身について触れていただければありがたいなと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

この定数条例であります、これにつきましては令和5年から令和17年までの一定の今年延長される期間を想定しながら、今その対応についてお話をさせていただいているところでありますが、採用につきましても、そういう面で毎年というのは令和5年から令和13年まで、期間とすると9年間になるわけですが、順次職員の採用もしてまいりたいという考え方でありまして、この期間は令和5年から令和13年までの対応の職員の採用といいますか、定数の限度額を示しているものであります。よろしくどうぞお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第 12 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 13 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 13 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 13 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 16 号、職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 16 号、職員の高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 16 号、職員の高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 17 号、職員の降給に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、

採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 17 号、職員の降給に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 17 号、職員の降給に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 18 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 18 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 18 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14、議案第 19 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 19 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 19 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 20 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とし

ます。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 20 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 20 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 21 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意を願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して採決に入りたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。この採決
は起立によって行います。議案第 21 号、人権擁護
委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
については、原案のとおり適任とすることに賛成の
方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 21 号、人権擁護委員の候補
者の推薦に関し意見を求めることについては、原
案のとおり適任とすることに決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

10 日金曜日は、午前 10 時から開きますので、
本会議場にご参集くださるよう口頭をもって通
知します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 10 時 59 分)

以上、会議の次第は書記の記載したものである
が、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。